令和８年（フ）第２５８８号
横浜市鶴見区寛政町１番24―１号　アリソンベッケル202号室
債務者　上原　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０８号
長野市松代町松代851番地
債務者　上澤　昌広
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１９号
長野県須坂市北相之島202番地　(48―19)
債務者　唐木田　与志子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７６号
長野県佐久市原150番地３
債務者　齋藤　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３４１号
滋賀県草津市西渋川二丁目６番５―334号
県営住宅渋川団地
債務者　須山　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５３号
滋賀県草津市東草津一丁目６番22―105号
レ・ユニオン柳川、前住所福岡県久留米市中央町38番地21　ソレイユ中央305号
債務者　花田　聖樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５４号
大津市真野五丁目26番３号　シャトーエスポワール405号
債務者　西村　千春
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６号
滋賀県甲賀市水口町東名坂174番地―203号、前住所京都市左京区浄土寺上南田町14番地
債務者　森　　光紗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９８号
岡山県玉野市渋川２丁目28番４号
債務者　河合　時子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１３号
広島市佐伯区楽々園１丁目１番29―406号
債務者　山本　湧太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５２号
広島市南区仁保２丁目21番28号
債務者　山田ファンマヌエル
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６６号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番93―101号
債務者　泊野　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６７号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番93―101号
債務者　泊野　有紀
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７４号
広島県東広島市八本松町正力77番地43
債務者　金子　達也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７６号
福岡市博多区金の隈１丁目31番７号
債務者　猪熊　玉美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３３号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜４丁目７番18号
ＴＡＩＳＨＯＫＡＮ　ＸＶ201号
債務者　玉泉　恵子（旧姓村上）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８２号
福岡市中央区梅光園２丁目11番５―402号
プラザＴＯＷＡ
債務者　温水　理子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部